

八戸市飼い主のいない猫対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫（以後、「猫」という）対策事業に関する事項を定め、もって人と猫の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の所有者又は占有者のいない猫
- (2) 保健所 八戸市保健所
- (3) 保健所長 八戸市保健所長
- (4) 地域 町内会（南郷においては自治会）
- (5) 地域住民等 実施地域において、住所又は居所を有し、あるいは通学もしくは通勤等により継続的に地域とつながりのあるもの
- (6) 手術 猫の生殖機能を失わせるための不妊去勢手術

(対象地域)

第3条 行政区域内のうち、保健所長が事業の実施を必要と認める地域とする。

(対象者)

第4条 地域住民等のうち、地域の猫問題解決に向けて主体的に取り組む意思のある者とする。

(事業内容)

第5条 保健所は、次の事業を実施する。

- (1) 普及啓発事業
 - ア 地域住民等を対象とした動物の愛護及び管理に関する説明会の開催
 - イ ガイドラインやチラシ等の資料の提供
 - ウ その他、保健所長が必要と認める事業
 - (2) 手術支援事業
 - ア 猫の手術
 - イ 猫に関する民間団体の紹介並びに手続きの支援
 - ウ その他、保健所長が必要と認める事業
 - (3) その他、事業の趣旨に基づき保健所長が必要と認める事業
- 2 手術支援事業は、説明会を受けた地域住民等を対象に実施する。

3 猫の手術は、1 地域につき年度内 1 回を限度として実施する。

(説明会の申し込みと手術の申請)

第 6 条 説明会の開催を求める地域住民等は、開催日の 2 週間前までに、保健所長へ「説明会開催申込書」(別記第 1 号様式)を提出しなければならない。

2 説明会の最少開催人数は 5 名とし、そのうち最低 1 名は地域の役員を含むものとする。
なお、16 歳未満の参加者は、人数に計上しないものとするほか、同一住所に居住するものが複数名参加した場合は、1 つの住所で 1 名として取扱う。

3 説明会の日時及び内容は、保健所と地域住民等が協議して決定するものとする。

4 説明会を受けた地域住民等は、保健所長へ「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施申請(同意)書」(別記第 2 号様式)を提出することができる。

5 保健所は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施(不実施)通知書」(別記第 3 号様式)により通知するものとする。

(猫の捕獲と手術の実施)

第 7 条 手術対象となる猫の捕獲の日時及び方法は、保健所と地域住民等が協議して決定するものとする。

2 地域住民等は猫の捕獲を円滑に行うため、地域住民への周知等の協力をしなければならない。

3 手術の実施は、前条第 4 項に定める申請書の提出順において行うものとする。

4 手術を実施した猫は、当該猫を捕獲した場所に戻すものとする。

5 手術の費用は、予算の範囲内で保健所が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 16 日から実施する。